

事 務 連 絡

平成28年4月18日

各都道府県消防防災主管部（局）長 御中

消防庁救急企画室

救急救命士の特定行為の取扱いについて

別添のとおり、厚生労働省医政局地域医療計画課から、今回の熊本地震に係る救急救命士の行う救急救命処置の取扱いに関する事務連絡が送付されました。

つきましては、都道府県内の消防本部に速やかに周知方願います。

【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室 森川救急専門官、新田係長、大坪主査

TEL：03-5253-7529（直通）

E-mail：[kyukyusuishin@soumu.go.jp](mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp)

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 18 日

消防庁救急企画室 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の平成 28 年熊本地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えを、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡を发出了しました。

つきましては、各都道府県消防防災主管部（局）をとおして、全国の消防本部に周知方願います。

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室 伊中

電話：03-5253-1111（内線2559）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562

E-mail：inaka-aki@mhlw.go.jp



事務連絡

平成 28 年 4 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

## 救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の平成 28 年熊本地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

## 記

救急救命士法上、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされている（救急救命士法第 4 4 条第 1 項）。

しかしながら、救急救命士法は今回のような大規模災害を想定しているものではなく、こうした事態の下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合についても、心肺機能停止状態の被災者等に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第 3 5 条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室 伊中

電話：03-5253-1111（内線 2559）

電話：03-3595-2185（直通）

FAX：03-3503-8562

E-mail：inaka-aki@mhlw.go.jp